新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則及び新座市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 14 日

新座市長　並　木　　傑

新座市規則第 32 号

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則及び新座市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

（新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則（昭和６２年新座市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（保育所保育料の決定） 第４条　条例第４条に規定する保育料（以下「保育所保育料」という。）及びこれを納入すべき教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「納入義務者」という。）を決定し、又は変更したときは、利用者負担額決定通知書又は利用者負担額変更通知書を交付する。	（保育所保育料の決定） 第４条　条例第４条に規定する保育料（以下「保育所保育料」という。）及びこれを納入すべき教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「納入義務者」という。）を決定し、又は変更したときは、保育料決定（変更通知書を交付する。

（新座市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正）

第２条　新座市子ども・子育て支援法施行細則（平成２６年新座市規則第３６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（教育・保育給付認定の有効期間内における届出等） 第６条　［略］ ２　府令第９条第４項（府令第１１条第３項において準用する場合を含む。）の規定による通知（府令第７条第１項第１号に掲げる事項を通知する場合に限る。）は、利用者負担額決定通知書又は利用者負担額変更通知書によるものとする。 ３　［略］	（教育・保育給付認定の有効期間内における届出等） 第６条　［略］ ２　府令第９条第４項（府令第１１条第３項において準用する場合を含む。）の規定による通知（府令第７条第１項第１号に掲げる事項を通知する場合に限る。）は、保育料決定（変更）通知書によるものとする。 ３　［略］

附　則

この規則は、令和８年１０月１５日から施行する。